

国立大学法人宇都宮大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

宇都宮大学役員給与規程により、当該役員に支給される期末特別手当において、宇都宮大学点検・評価会議が行う業務の実績評価及び文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与改正に伴い、期末特別手当の支給月数について、12月期は0.10月分、6月期は0.15月分を減額した。
本学の役員俸給表は、役割や成果に応じた「年俸制」との考えとしてきたが、国家公務員指定職俸給表に準じた内容とするもの及び平成21年8月の人事院勧告の指定職俸給表に準拠して現行の国家公務員指定職俸給表から0.3%減額した。
年俸制の考えのため、地域手当を含めた俸給月額としていたが、前述により、地域手当を新設し、職員と同様の取扱いとした。

理事

国家公務員の給与改正に伴い、期末特別手当の支給月数について、12月期は0.10月分、6月期は0.15月分を減額した。
本学の役員俸給表は、役割や成果に応じた「年俸制」との考えとしてきたが、国家公務員指定職俸給表に準じた内容とするもの及び平成21年8月の人事院勧告の指定職俸給表に準拠して現行の国家公務員指定職俸給表から0.3%減額した。
年俸制の考えのため、地域手当を含めた俸給月額としていたが、前述により、地域手当を新設し、職員と同様の取扱いとした。

理事(非常勤)

改定なし

監事

国家公務員の給与改正に伴い、期末特別手当の支給月数について、12月期は0.10月分、6月期は0.15月分を減額した。
本学の役員俸給表は、役割や成果に応じた「年俸制」との考えとしてきたが、国家公務員指定職俸給表に準じた内容とするもの及び平成21年8月の人事院勧告の指定職俸給表に準拠して現行の国家公務員指定職俸給表から0.3%減額した。
年俸制の考えのため、地域手当を含めた俸給月額としていたが、前述により、地域手当を新設し、職員と同様の取扱いとした。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,275	千円 12,067	千円 3,060	千円 123 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		※
A理事	千円 14,242	千円 10,227	千円 3,861	千円 105 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 14,242	千円 10,227	千円 3,861	千円 105 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 14,193	千円 10,227	千円 3,861	千円 105 (地域手当)	4月1日		
D理事	千円 13,208	千円 8,347	千円 3,455	千円 1,001 (地域手当) 404 (通勤手当)	4月1日		◇
A監事 (非常勤)	千円 7,104	千円 7,104	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 5,180	千円 5,180	千円	千円 ()			

注1:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事A	千円	年 月			該当なし	
理事B	千円	年 月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

本学の財政基盤の強化に向け、「行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)による総人件費改革の実行計画を踏まえた不断の給与制度の見直しを図るとともに、併せて長期的な視野に立って組織・業務改革等を通じて、人件費の削減を図ることとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

大学運営活動に必要な経費が、その大半について国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び賞与(勤勉手当)の成績率の判定にあたっては、個人の成績及び能力評価等の結果を十分に考慮し、学長が決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給月額 (昇給)	昇給判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえ、国家公務員の例に準じて、昇給号俸が決定される。
給与:俸給月額 (昇格)	勤務評定等の結果が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当成績判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえて決定される成績率に基づき、国家公務員の例に準じて支給される。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- (1) 地域手当の経過措置期間を延長し、支給割合を据え置き4%とした。
- (2) 国家公務員の改正に準拠し、平成21年12月期以降支給の期末手当、期末特別手当、勤勉手当について、期末手当は12月期は0.10月分、6月期は0.15月分、期末特別手当は12月期は0.10月分、6月期は0.15月分、勤勉手当は0.05月分、支給総額に係る割合を0.05%引き下げた。
- (3) 国家公務員の俸給改定に準拠して、若年層を除き減額する改正及び俸給の切替による経過措置額の算定基礎となる額を0.24%(指定職0.3%)減額した。
- (4) 国家公務員の住居手当の改正に準拠し、同様に自宅の新築・購入に係る2,500円5年支給を廃止した。
- (5) 国家公務員の「俸給の特別調整額」に準拠し支給している管理職手当について、適用区分を細分化し、支給額についても国家公務員に準拠し、国家公務員等から引き続き本学の職員となる者の給与水準を確保する改正とした。
- (6) 大学入試センター試験に従事した者の負担等を考慮し、大学入試センター試験手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	606	46.3	7,479	5,538	121	1,941
事務・技術	205	41.2	5,387	4,025	105	1,362
教育職種 (大学教員)	325	50.3	8,914	6,567	145	2,347
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	24	43.3	7,438	5,566	74	1,872
教育職種 (附属義務教育学校教員)	48	42.8	6,889	5,151	57	1,738
その他医療職種 (看護師)	3	49.5	5,470	4,054	68	1,416
在外職員	該当なし					
任期付職員	該当なし					
再任用職員	該当なし					
非常勤職員	6	56.5	3,678	2,641	79	1,037
事務・技術	6	56.5	3,678	2,641	79	1,037
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」該当者は、作業員である。

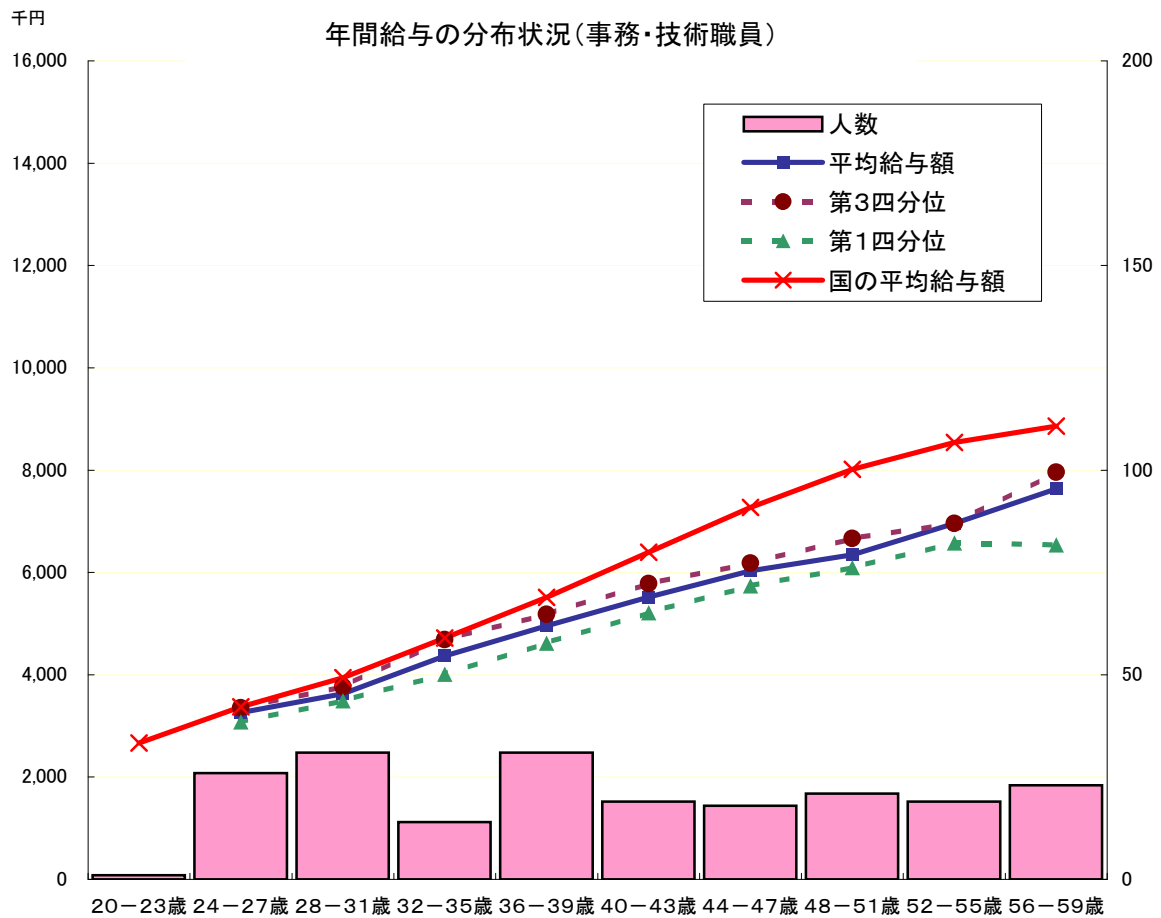
注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の「技能・労務職種」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6:任期付職員及び再任用職員区分の職種区分「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」欄は、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



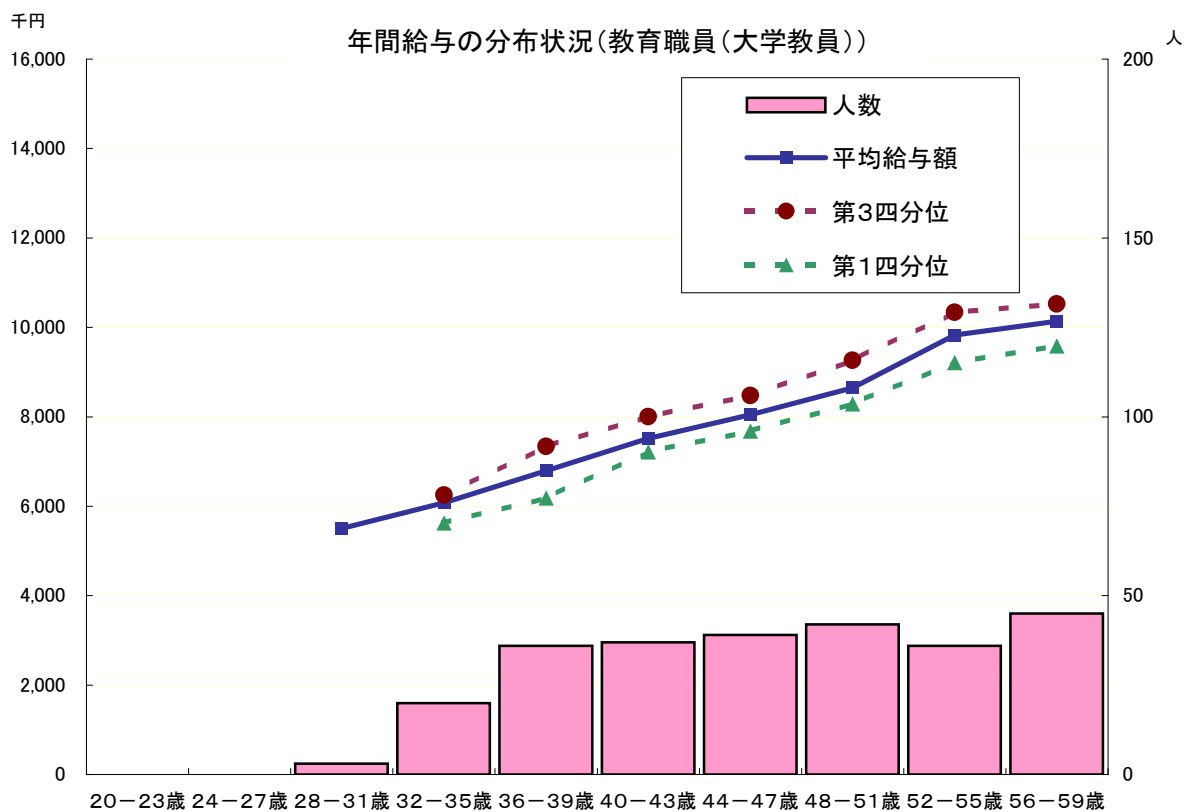
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
		平均			
		千円	千円	千円	
代表的職位					
・課長	14	56.5	7,681	8,056	8,149
・課長補佐	25	52.0	6,542	6,741	6,886
・係長	79	44.7	5,212	5,727	6,172
・係員	79	30.7	3,320	3,693	3,969

注:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「参事役」を、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「室長補佐」及び「専門員」を、「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。



注:年齢28~31歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (・教授 ・准教授)	166	57.0	9,385	10,095	10,709
	112	44.4	7,366	7,852	8,291

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長等	事務局長等	部長等	部長等	課長等
人員(割合)	205人	0人 (%)	0人 (%)	1人 (0.5%)	2人 (1.0%)	6人 (2.9%)
年齢(最高～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	62歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	7,077千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	9,372千円 }
						7,847千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長等 課長補佐等	課長補佐等 係長等	係長等 主任	主任 係員	係員
人員(割合)	—人	9人 (4.4%)	37人 (18.0%)	69人 (33.7%)	50人 (24.4%)	31人 (15.1%)
年齢(最高～最低)		59歳 }	59歳 }	61歳 }	51歳 }	31歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		5,906千円 }	5,392千円 }	5,059千円 }	3,935千円 }	3,074千円 }
年間給与額(最高～最低)		4,851千円 }	4,257千円 }	3,285千円 }	2,395千円 }	1,819千円 }
		7,958千円 }	7,340千円 }	6,792千円 }	5,181千円 }	3,969千円 }
		6,698千円	5,869千円	4,440千円	3,198千円	2,429千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師等	助教等	教務職員
人員(割合)	325人	166人 (51.1%)	111人 (34.2%)	15人 (4.6%)	31人 (9.5%)	2人 (0.6%)
年齢(最高～最低)		64歳 }	64歳 }	60歳 }	64歳 }	}
所定内給与年額(最高～最低)		9,351千円 }	7,019千円 }	6,099千円 }	5,606千円 }	}
年間給与額(最高～最低)		5,486千円 }	4,445千円 }	4,059千円 }	3,889千円 }	}
		12,787千円 }	9,542千円 }	8,301千円 }	7,515千円 }	}
		7,624千円	6,012千円	5,507千円	5,199千円	

注:「事務・技術職員／8級、7級」「教育職員(大学教員)／1級(教務職員)」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 65.9	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 34.1	% 35.0
	最高～最低	% 42.2～33.5	% 42.0～30.0	% 42.0～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.9	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 32.1	% 33.8
	最高～最低	% 43.2～31.7	% 38.8～28.2	% 39.8～30.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.7	% 65.9	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.3	% 34.1	% 36.1
	最高～最低	% 45.7～33.8	% 42.2～29.6	% 43.8～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 68.1	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 31.9	% 33.7
	最高～最低	% 43.2～33.0	% 38.8～29.1	% 39.8～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員

86.5

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

98.8

教育職員(大学教員)

96.6

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 86.5		
	参考	地域勘案	91.3
		学歴勘案	86.8
地域・学歴勘案		91.2	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62% (国からの財政支出額 7,252,676,000円、支出予算の総額 11,670,589,000円：平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出の割合は50%以上であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の比較指数は100以下であり、適正であると考え。</p>		
講ずる措置	職員給与決定の基本方針に基づき、引き続き国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講ずる。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.0

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	(平成21年度)	(平成20年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,142,128	5,345,900	△ 203,772	(△3.8)	△ 417,268	(△7.5)
退職手当支給額 (B)	585,746	809,336	△ 223,590	(△27.6)	161,907	(38.2)
非常勤役職員等給与 (C)	570,539	503,705	66,834	(13.3)	52,756	(10.2)
福利厚生費 (D)	650,569	681,877	△ 31,308	(△4.6)	△ 66,567	(△9.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,948,982	7,340,818	△ 391,836	(△5.3)	△ 269,172	(△3.7)

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比 3.8%減の主たる要因は、期末・勤勉手当を国家公務員の改正に準拠し、同率の支給割合の引下げを実施したこと及び人件費削減計画に基づく、人員削減による支給額の減少が主である。
また、「最広義人件費」の対前年度比 5.3%減の主たる要因は、退職手当の減少及び前述の給与、報酬等支給総額並びに福利厚生費の常勤職員に係る経費の減少及び退職手当支給額の減少に伴う分である。
- ② 人件費削減の取り組みの状況については、本学の中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費削減を掲げ、学長のもとに人事に関する検討組織を設置し、人員及び人件費を中長期的に管理する方針を検討し、平成21年度までの人員及び人件費の削減計画を策定した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,676,384	5,446,095	5,411,168	5,345,900	5,142,128
人件費削減率 (%)		-4.1	-4.7	-5.8	-9.4
人件費削減率(補正值) (%)		-4.1	-5.4	-6.5	-7.7

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし